

(財)日弁連法務研究財団  
認証評価評議会(第15回)議事録

2010(平成22)年3月19日(金)午後3時~4時30分

(財)日弁連法務研究財団：認証評価評議会(第15回)議事録

1 日 時 2010(平成22)年3月19日(金)午後3時~4時30分

2 場 所 弁護士会館17階1705会議室(日本弁護士連合会)

3 出席者

議 長 平山正剛

評議員 小島邦夫,佐柄木俊郎,新堂幸司,千種秀夫,松尾浩也,  
吉村徳則(50音順・敬称略)

事務局長 清永敬文

事務局次長 石井邦尚

事務局員 今泉亜希子,島岡清美

4 議 題

(審議事項)

1 評価基準改定案の策定及びパブリックコメントの実施について

2 その他

(報告事項・意見交換事項)

1 2009年度秋学期認証評価の実施状況の報告と今後の課題について

) 文部科学省の動きについて

・「細目省令」等の改正について

) 2009年度秋学期の認証評価・再評価の実施状況について

) 法科大学院認証評価機関連絡会議について

2 その他

・3月31日の「新評価基準説明会」の開催について

5 議 事(要旨)

議長より,本会議は,認証評価事業基本規則の第11条2項2号「財団理事長または認証評価評議会議長が必要と認めたとき」に基づき開催する旨宣し,議事に入った。

【審議事項】

1 評価基準改定案の策定及びパブリックコメントの実施について

本年1月25日の認証評価評議会にて審議した改定案について,さらに,文部科学省,中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会や他の認証評価機関

等の動向を踏まえた上で再度評価委員会で検討を重ね、修正した旨、清永事務局長より説明があり、「評価基準改定案」の前回からの修正点を中心に、取りまとめるまでの経過と当該案の内容について改めて説明があり、これを元に審議を行うこととした。

審議の結果、評価委員会の提案通りの内容で「評価基準改定案」を承認し、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令に基づき、当財団として「法科大学院評価基準、法科大学院認証評価事業基本規則及び法科大学院認証評価手続規則の改定に関するパブリックコメント（意見提出手続）」を実施することとした。

なお、今後のスケジュールとしては、パブリックコメントを本年3月26日に開始し、4月26日に終了した後、4月28日に評価委員会を開催し、5月11日に次回認証評価評議会を行い、5月19日に当財団理事会を開催するというものであるから、すべての内部手続が終了するのは、5月19日となる。

審議された内容のうち、主な改定点は、

追評価制度の導入（申請制度とし、申請資格を設定）

再評価制度の性格の明確化（改善確認）

重点評価項目の明確化（現状の3分類の考え方を維持し、法令由来基準と追加基準Aをいわゆる「重点評価項目」とする）

全体総合評価制度化（新第9分野を総合考慮評価基準とする）

当財団は平成21年11月に反対意見を出したが、主に「自己改革」を評価する基準において、修了者の進路（新司法試験の合格状況を含む）について評価対象とする（企業・官公庁等の多様な職域への進路及び司法試験の合格状況も含まれる）

適性試験の最低合格水準については、適性試験実施機関がこれを示すかどうか未定のため、「適性試験は選抜において適切に使用する」と記載するにとどめる。

共通的到達目標については、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容とは、法科大学院修了後の法曹養成プロセスも踏まえ、法科大学院修了者が備えていることを社会から期待される内容及び水準のものとして、各法科大学院が適切に設定したものをいう。法曹養成という観

点から法科大学院の学生が最低限修得すべき内容として広く受け入れられ、関係者のコンセンサスのとれた内容となっている共通到達目標がある場合には、「これを参照することができる」との記載をもって対応する。

履修登録の上限については、文部科学省告示に示された通り年間36単位以下を原則とし、例外的に平成21年4月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告のとおり6単位増やすことを、一定の条件を付けた上で認める。

入学者数が少ないことについては、教育内容、自己改革、法曹に必要なマインド・スキルの養成などで、法科大学院としての教育に支障が生じている場合には、そこで問題にすることがあることを明確化する。であり、いずれも、細目省令・専門職大学院設置基準の改正を踏まえ、これを遵守した改定内容と考えている。

この改定内容、その他経過等に対して、次のような意見があった。

- ・「進路を評価対象にすることについて、我々の見解が認められなかったことは遺憾である」
- ・「共通到達目標として、広く受け入れられ、関係者のコンセンサスのとれた内容であるもの、というのは、どうしたらそうなるのか。中教審がオーソライズするのか、またできるのか」
- ・「共通到達目標の前提とされる「コア・カリキュラム」には、実務に就いてから、必要に応じ、何か本でも読んで調べれば足りるような話が、すごくたくさん出ているような気がする」
- ・「認証評価結果と、合格実績等の数値を基礎に評価した文部科学省公表の調査結果との間には、それほど大きな差があるわけではないが、特に受験者への影響は明らかに後者の方が大きく、その情報が一人歩きすることにより、認証評価事業の意義を実質的に損なってしまう危惧がある」
- ・「各地域に代表的な法科大学院があるということが望ましいのであれば、合格実績だけを見るようなやり方で閉校を促すような施策は問題がある」
- ・「法科大学院を出た人が社会で、地方公共団体や会社の中で力を発揮するなどして、合理的にもの考える人が多数にならないと、人権や社会的、経済

的、文化的なレベルというものは保てない。抽象論だが、そういうことを念頭に置いて法科大学院制度ができたのだと思っている。司法試験だけだというのは、わからないでもないが、あまりそればかり言ってくれても困るな、という気持ちがある」

- ・「司法試験の結果は、教育の到達点として客観的に結果として明らかになること。ところが、我々がやっている認証評価というのは、到達点を直接はかる性格のものではない。認証評価は、むしろそれぞれの大学が個性を發揮しながら、その結果に導くための用意、教育の場をどういうふうにつくっているかということの評価してあげないといけないものなのではないか」
- ・「文部科学省の調査では、成果物の方だけから見て評価してしまっている。環境等の状況など見ていない。そのあたり、思想が混乱している印象が強い」

## 2 その他

審議事項としては、特になかった。

### 【報告事項・意見交換事項】

#### 1 2009年度秋学期認証評価の実施状況の報告と今後の課題について

##### ) 文部科学省の動きについて

事務局より下記のとおり報告された。

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、3月12日に法科大学院の3認証評価機関を集め、ヒアリングを行った。当財団からは、評価委員会の正副委員長4名が出席した。

なお、文部科学省としては、コア・カリキュラム（共通的到達目標）について、8月までには何らかのオーソライズされたコア・カリキュラムを確定させたいと考えているとの話があった。

##### ・「細目省令」等の改正について

3月10日付けで、細目省令及び設置基準の改正が公布され、4月1日から適用される旨、事務局より報告された。

##### ) 2009年度秋学期の認証評価・再評価の実施状況について

事務局より、2009年度秋学期の評価結果（認証評価：京都産業大学、

再評価：大東文化大学，久留米大学，獨協大学）について，3月12日の評価委員会にて確定した旨，報告があった。

なお，京都産業大学については，今回で既に2回目の認証評価。前年度春学期の1回目で不適格認定になったため，すぐ2回目の認証評価を受けるといふことで，この秋学期に実施したもの。

公表，通知及び文部科学省への報告は，いずれも3月24日を予定している。

）法科大学院認証評価機関連絡会議について

事務局より，次のとおり報告された。

本年の2月に大学基準協会から働きかけがあり，法科大学院認証評価機関連絡会議を開催した。主として，各機関の評価基準改定の骨子，視点，議論経過等の情報交換を行った。2月，3月と2度実施し，2月の会議の際は一部，3月の際は全部について文部科学省担当官がオブザーバーとして同席した。

その場で最終的に得た感触としては，総合考慮ということが導入されたからか，各機関で各々違いはあるものの，適格不適格の最終的な結論については，どの機関も一致するのではないかという印象を持った。なお，当財団としては特に今までの評価についてのスタンス，姿勢を変える必要はないと考えている。

## 2 その他

事務局より次のとおり報告された。

当財団の常務運営委員会の決定に基づき，シンポジウムに準じる形で，本年3月31日に，全法科大学院に呼びかけ，「新評価基準説明会」を行う。主催側の参加者は評価委員会の正副委員長で対応。参加申し込み数は34校に及んでいる。

### 【意見交換】

その他，一般論としての意見交換を行った。主な意見は次のとおり。

- ・「法科大学院見直しワーキングチームについて，法務省，文部科学省と，動

きが随分早いように感じる。このチームには、当財団からは人が入っていない。政務三役中心ということで、何か私たちは取り残されるのではないかと、漠然とであるが不安を感じる」

- ・「もともと、7割ぐらいは合格できるような教育をしようというのを掲げた。その7割が合格できるような教育が今、各校でなされているかというのは1つの検証の時期には入ってきている。この法科大学院制度自体は、国民的な合意に達しているのではないかと思う。非常に大きな変革であり、これは達成していかなければいけないというふうに思っている」
- ・「少なくとも法曹と、それ以外にも法律的な知識を持った人の層をもう少し増やさないと、法治国家にならないという問題はあるのだと思う」
- ・「少なくとも既修者に着目すると、法科大学院制度ができて、以前よりも厚いケア・教育をしていることは確かだと思うが、質が落ちたと言われて司法試験になかなか合格しないというのは、どういうふうに理解したらいいのか」
- ・「司法試験の問題を、法科大学院での教育の成果を問うような問題にしなければならぬ。10年はかかるだろうが」
- ・「現役の司法研修所の教官の一部から聞いた話だと、ご自身が修習生だった時と比べ、今いる修習生の方が、よくできる人の数は多いが、できない人の数も圧倒的に多いとのことである。大数の法則でいえば、増やせばやはりある程度質の悪い人がいるのは、しょうがないことではないか。逆に、良い人も多くなっているのだが、そこには焦点が当たっていない、というだけではないか」
- ・「制度の問題として、他職経験を持って入学し、蓋を開けてみたら合格率が悪い、というのでは、無理がある。それもあってか、志願者が激減してしまった。当初の目的と離れてきてしまっている」